

## 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会の立ち上げについて

## 1. 指定管理者制度の経緯

平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について民間事業者も施設管理者の対象とした指定管理者制度が導入され、従来の管理委託制度に比べ、更なるサービスの向上や管理に係る経費の縮減等に効果を発揮しています。

本市においても、平成28年4月1日現在、90施設（全体の約65%）に本制度を導入しているところです。

（参考）指定管理者制度と管理委託制度の違い（主な点）

	指定管理者制度	管理委託制度
要件	法人その他の団体であって地方公共団体が指定するもの（あらかじめ議会において指定の議決を経ることが必要）	次の団体に限定 ①地方公共団体の出資法人のうち、資本金の2分の1以上を出資している法人等 ②公共団体及び公共的団体（農協、自治会等）
業務範囲	管理行為 ・個々の利用関係の設定行為（利用許可）を行うことができる。 ・利用料金制度を採用することができる。	管理行為 ・個々の利用関係の設定行為（利用許可）を行うことができない。 ・利用料金制度を採用することができる。

## 2. 指定管理者の選定にあたって

本市では、指定管理者の選定にあたっては、要綱設置により次のとおり会議体を設置し、庁内委員及び外部臨時委員を委嘱し、候補者の選定及び評価を行ってきました。

募集形態	会議体名	実施内容
公募	指定管理者選定等委員会	指定管理者の候補者を公募し、書類審査及びプレゼンテーション、質疑応答を実施する中で、各委員が採点を行い、候補者を決定する。
非公募	指定管理者評価会議	指定管理者の候補者に対し、これまでの実績等から課題を取りまとめ、次期指定管理期間に生かすよう要請する。

## 3. 課題及び今後の対応

2でも記載のとおり、これまでは2つの会議体を要綱により設置してきましたが、全庁的な附属機関の見直しの中で、実質的な決定機関である本会議体は、新たに附属機関に位置付けることとし、次のとおり委員構成を整理することとしました。

これまで	要綱設置	庁内委員（関係部長）＋外部臨時委員（都度委嘱）
これから	条例設置	公民連携に関する有識者・税理士・社会保険労務士・建築物に関する有識者＋臨時委員（都度委嘱）

